

水道水中の放射性物質の検査結果について

令和7年6月17日
会津若松市上下水道局

検査の経過

平成23年
3月17日～19日 県内7ヶ所のモニタリング検査の開始（馬越浄水場該当）
3月21日 モニタリング地点を77ヶ所に追加（馬越
3月22日 浄水場該当）
3月26日～ 滝沢浄水場の検査の実施
4月3日 会津地方18事業者（17市町村1組合）のモニタリング検査の実施
4月6日～ 3日ごとに実施
8月28日 検査間隔を5日ごとに変更
（5月10日まで延長、6月19日まで延長、7月29日まで延長、
10月3日～ 8月28日まで延長、10月2日まで延長、期限を定めず延長）
平成24年 会津若松市、会津若松地方広域市町村圏整備組合による検査の実施
2月5日 検査間隔は週1回に変更
2月6日～ 検出限界値を1Bq/kg未満、検査間隔を会津地区は2週に1回に変更
令和3年
3月31日
令和3年 検査間隔を3ヶ月に1回に変更
4月1日～

検査主体

会津若松市及び会津若松地方広域市町村圏整備組合

最新の定期検査の結果

今回の検査では放射性物質の検出はなく、飲料水として安全です。

単位：Bq/kg

採取日	検査項目	馬越 浄水場	滝沢 浄水場		東山 浄水場	大戸 浄水場	六軒 浄水場	強清 水水道	下馬 渡地区	東田 面地区	西田 面地区	【民営】 上馬渡 簡水	【民営】 赤井簡 水	【民営】 原簡水
			配水	湯川 村										
6月2日	セシウム											ND	ND	ND
	ヨウ素											ND	ND	ND

※ 検出限界値1Bq/kg未満 ※ ND・・・検出されず（Not Detected）

食品衛生法上の飲料水中の放射性セシウムの基準値 10Bq/kg

基準値について

平成24年4月1日から

○放射性セシウム（飲料水）10Bq/kg